

解決できない!? 難題こそ金田会計へ

# あかり通信

金田会計 事務所ニュース 春号

## 【来月6月の時候の挨拶の文例】

入梅の候、梅雨の候、小夏の候、初夏の候、青葉の候、  
清々しい初夏を迎え、雲の晴れ間の青空も懐かしく



## 【5月の雑談ヒント】

田植え、運動会、こどもの日、ゴールデンウイーク、母の日、  
五月病、Uターン、カーネーション

風薫る五月、皆様におかれましては健やかに過ごしのことと存じます。

さて、私事ではありますが、金田会計は6月で1周年を迎えます。「お客様にとって価値のある仕事を！」をテーマに1年間全力で取り組まさせていただきました。未熟な点もあったかと存じますが、この1年の反省を活かしつつ、躍進の2年目にしたいと考えております。

2年目の金田会計も、事務所の特徴である「顧問契約外での臨時相談業務＝難題解決」に力を入れさせていただきたいと考えております。難題解決業務で培った知見を顧問契約に活かすとともに、相談業務を会計士としての社会貢献活動の一環ととらえ全力で取り組んで参ります。

これからもご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

難題がありましたら、ぜひ、金田会計へご相談ください。



## 【ご質問受付簿】FACEBOOKでも公開中

家計簿と事業用帳簿を統合できませんか？

### 【ご回答】

できます。事業用の帳簿の「事業主勘定」に家計向けの勘定科目を割り付けます。例えば、事業主貸(食費)、事業主貸(通信費)といった具合です。事業主貸の合計額で家計の総支出を管理できます。ハイブリッド家計簿と名付け、お勧め中です。

## 【徒然なるままに】

先月、2つの農家さんを訪問しました。一方は自然農法の無農薬農家、他方はハウス栽培で徹底管理した工場的農家。両者には真逆のポリシーがありました。しかし、「俺は事業を盛り上げていく」という熱い思いは共通でした。同業者でもやっていることは全然違う。全然違うからこそ棲み分けできるということか？と感じました。

## 【今月の男菓子～苺ジャム～】@kanedakaikei

材料: 苺 あるだけたくさん、砂糖 苺の重さの20%～30%  
レモン汁 苺1kgあたり1個分



【作り方】苺のヘタを取り、鍋に入れます。鍋に砂糖を入れ火にかけます。弱火で熱し、沸騰させます。

沸騰後、レモン汁を入れ30分～40分煮ます。瓶を煮沸しておき、熱いまま瓶詰めします。

ゴールデンウイークはおでかけされましたか？我が家は、稲の苗箱作りでした。



【編集後記】4月から幼稚園に行き始めた娘が、やっと幼稚園に慣れ始めました。制服に袖を通すだけで涙が出る日々でしたが…。少しずつ、楽しんで登園してくれるようになってくれたらと思います。さて、本日、シフォンケーキを焼きました。美味しいケーキで一休み。久しぶりに家族とゆっくりとした時間を過ごしたいと思います。

折り線(カレンダーとして使用できます。紙面の中ほどの線で折らないし切ると程よく立てられます。)

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

金田充弘公認会計士・米国公認会計士事務所  
金田充弘税理士事務所・金田会計株式会社  
〒819-1127 福岡県糸島市有田中央2丁目8番2号

TEL: 092-338-8043  
相談業務専用Email: info@kaneda-kaikei.net  
HP: http://www.kaneda-kaikei.net/

当月の月別個別相談会は「暖かい季節になたからこそもう一度考える相續です」

切

一日二組 先着五組様までの受付です

折

来月号は六月上旬に発行します

# 信託を活用した事業承継 ～まずは議決権、そして全権利へ～



## ご案内

「息子に事業承継を行いたいが、いろいろなハードルがある。」「経営の全権利を完全に渡し切るのも、不安があるし、配当金等の権利を自分に残しておきたい気持ちもある。」いろいろな課題がある事業承継ですが「何もしない」という選択肢はありません。今回は、この問題を最新の方法で解決します。

### 1 事業承継は待たなし

【経営者様のお悩み】 経営権をめぐる親族争い…

- 経営の承継のため、早期に息子に株式を譲りたい。
- 争続で従業員や得意先に迷惑はかけられない。
- 経営という観点では完全に渡し切ることに不安。
- 現状として株価が高く、渡したくても渡せない。
- 配当金により、自分の生活も維持したい。

【当事務所へのご質問内容】

安定した経営を第一に、経営に口を出せる状況を確認しながら、株式を息子に渡していきたい。できますか？

【当事務所からのご回答】

信託を活用した新しい生前贈与がお勧めです。

### 【信託を活用した事業承継】

信託とは、自分の財産（自社株式）を信頼のできる者（社長・息子）に預け、管理してもらう契約です。

信託契約を締結すると、株式の所有権は社長・息子に移転しますが、契約内容を工夫することで会長・父に多くの権利を残すことができます。

また、万が一の際には遺言的機能も果たします。

【当事務所のご提案】

信託契約を締結。株主としての行動を社長・息子に委ねます。一方で、議決権の指図権と経済的利益は会長・父に残し、贈与税課税を回避します。

その上で、株価評価下げ対策を実行し株式の全面的な贈与のタイミングを探ります。

## 信託を活用した生前贈与の方法



受益権を息子に渡すまでは贈与税は課されません！

会長・父他界後、株式は社長・息子に帰属します。

★遺留分には継続して注意が必要です。

